

仙台市農業委員会第70回総会議事録

○ 開催日時 令和6年2月28日（水曜日）午後1時30分から午後2時30分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○ 出席委員 16人

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	
	12 番 齋藤 清太		14 番 佐藤 とみ
		16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

○ 欠席委員 2人 11 番 郷古 雅春 13 番 佐藤 千治

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

(4) 第4号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

(5) 第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

5 協 議

(1) 令和6年度業務計画（案）について

(2) 令和6年度総会等関連行事予定表（案）について

6 報 告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について

(5) 送電用電気工作物等の敷地に供する農地転用の届出について

(6) 売渡あっせん希望農地一覧表

(7) 令和5年度農地利用意向調査の結果について

(8) 農地利用最適化推進委員と農業委員の推薦・応募状況について

(9) 令和5年度認定農業者との意見交換会開催報告

(10) 第5回企画検討チーム会議報告

7 その他

- (1) 会長等報告
- (2) 令和5年度「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」に対する回答について
- (3) 農業委員等と市議会議員有志による意見交換会の報告について
- (4) 地域振興委員会の見直しについて
- (5) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	山本 幸子
農地係長	伊藤 秀宣	振興係技師	山下 由理
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

1 開 会	開 会 (午後1時30分)
司会：事務課長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第70回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：事務課長	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、11番郷古雅春委員、13番佐藤千治委員から欠席の届けがありました。 18人中16人出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名 委員の指名 議 長	次に、議事録署名委員については、17番 高橋勝彦委員、18番 松原菊男委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
議 長	議案に入ります。 第1号議案から第5号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、2月20日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。調査の結果を大泉委員長から報告願います。
大泉第一調査	第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、2月20日

に実施いたしました。調査は、菅野則義委員、加藤和江委員、菊地郁夫委員、松原菊男委員の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、庄子栄推進委員、庄子亮一推進委員、本間昭推進委員、伊藤憲一推進委員、高橋勝好推進委員、相原元浩推進委員、高橋孝夫推進委員の7名が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が5件、売買による農業承継が1件、売買による新規就農が2件、贈与による農業承継が2件、贈与による規模拡大が2件、賃貸借による新規就農が1件の合計13件です。調査の結果報告は、番号1番から4番を菅野則義委員から、番号5番と6番と12番を松原菊男委員から、番号7番から9番を菊地郁夫委員から、番号10番と11番と13番を加藤和江委員からします。番号9番と番号12番と番号13番は口頭報告をします。

(書面報告)

(8番菅野則義委員報告)

番号1番は、贈与により農業承継をするものです。父から子に贈与するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で339aの農地を耕作しています。2月10日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、贈与により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で311aの農地を耕作しております。2月13日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター3台、耕うん機1台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族3人で4,305aの農地を耕作しております。2月11日に伊藤憲一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、家族2人で9aの農地を耕作しております。規模拡大に合わせ、トラクター1台、耕うん機1台を導入する計画です。なお、申請地には中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知が出ております。2月13日に相原元浩農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上

の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(18 番松原菊男委員報告)

番号5番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、農地所有適格法人として、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、構成員4人で1,421aの農地を耕作しています。2月10日に本間昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機2台を所有し、田植、稲刈は作業委託により、家族3人で117aの農地を耕作しています。2月12日に庄子栄農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(9 番菊地郁夫委員報告)

番号7番は、売買により新規就農をするものです。譲受人は1人で4aの畑に、人参、大根、ハウレンソウ、白菜を栽培し、自家消費する計画です。2月12日に庄子栄農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、贈与により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機2台を所有し、田植・稲刈は作業委託により、家族2人で109aの農地を耕作しています。2月13日に二瓶均農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

菊地郁夫委員
(9番)

番号9番は、売買により規模拡大をするものです。面積が大きいことから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で89aの農地を耕作しています。2

月 13 日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(7 番加藤和江委員報告)

番号 10 番は、贈与により農業承継をするものです。世帯内の 3 人に持分各 3 分の 1 を贈与するものです。譲受人は現在、トラクター 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 4 人で 174a の農地を耕作しています。2 月 13 日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号 11 番は、売買により農業承継をするものです。母から子に所有権を移転するものです。譲受人は現在、田植、稲刈は作業委託により、家族 3 人で 118a の農地を耕作しています。2 月 10 日に庄司善春農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

松原菊男委員
(18 番)

番号 12 番は、賃貸借により新規就農をするものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は会社勤務をしながらこれまで家庭菜園で野菜栽培を行ってきましたが、老後は農業を行いたいと思うようになり、退職を機に本格的に農業を始めたいと考え、申請に至ったものです。地権者から農地と併せ耕うん機 1 台を借用し、農地利用最適化推進委員である地権者の父から指導を受け、1 人で 22 a の農地を耕作し、長ネギ、リーフレタス、小松菜、根菜類等を栽培し、地域のトラック市で販売するとともに、インターネットでも販売をする計画です。2 月 10 日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

加藤和江委員
(7 番)

番号 13 番は、売買により新規就農をするものです。新規就農であり、取得面積も大きいことから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は仙台市内に生活の拠点を置き、耕うん機 1 台を購入し、1 人で 75 a の農地に、フィンガーライム、

玉ねぎ、にんにく、キャベツを栽培するものです。収穫物は、譲受人が東京で経営する飲食店で使用するとともに、同業他者への卸売り、インターネット販売をする計画です。フィンガーライムとは、まだ認知度の低い作物ですが、細長い形状をしており、緑色のほかにピンク色等もあり、果肉がプチプチとした食感で、料理のトッピングやカクテル等に使用するものです。フィンガーライムは、ハウスを建てて栽培をする予定です。2月11日に高橋勝好農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長 第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

大里重市委員
(5番) 番号4番ですが、現況は田ですが、畑で利用するようなことを聞いていたのですが、実際はどうなのでしょう。

菅野則義委員
(8番) 畑として利用するというのですが、転作のブロックローテーションには協力するという覚書が出ており、転作には協力するという事です。

議 長 他になにかございますか。

(異議、意見等なし)

議 長 それでは、意見等がなければ採決します。
第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時41分)

議 長 次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを 上程いたします。調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長 第2号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員と私(大泉権吾委員)の2名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが1件です。調査の結果報告は、6番小野寺潔委員からします。

(書面報告)

(6番小野寺潔委員報告)

番号1番は資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であり、第2種農地と判断しました。申請は、畑1,602㎡を転用し、資材置場に1,045㎡、通路に557㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金ですが、現地をすでに整備済みであり新たな費用が発生しないことを確認しております。なお、許可を得ないで、資材置場として使用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時42分)

議長

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを 上程いたします。調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員と私(大泉権吾委員)の2名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが1件です。調査の結果報告は、6番小野寺潔委員からします。

(書面報告)

(6番小野寺潔委員報告)

番号1番は、賃借権の設定により、資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外の区域です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判

断しました。申請は、土木工事業者が田 2,247 m²を転用し、資材置場に 850 m²、駐車場（10 台）に 130 m²、通路等に 500 m²、法面等に 767 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 3 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第 3 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に
係る処分決定については、許可と決定いたします。

（午後 1 時 4 3 分）

議 長

次に、第 4 号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見について を上
程いたします。調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第 4 号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員と私（大泉
権吾委員）の 2 名で行いました。今回は、農業委員会が非農地と判断した農地 23
筆を農用地から除外するものです。調査の結果報告は、私（4 番大泉権吾委員）
からします。

整理番号 1 番は、農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地として仙台市農
業委員会が令和 5 年 12 月 20 日に非農地判断した土地 23 筆を農用地区域から除外
するものです。農用地利用計画変更申出書等、関係書類を検討した結果、妥当で
あり特に意見はないものと調査いたしました。

議 長

第 4 号議案の調査の結果、「妥当であり意見はなしとする」と報告がありまし
たが、ご異議、ご意見等はありませんか。

高橋勝彦委員
（17 番）

非農地判断した 23 筆を除外ということですが、12 月 20 日の調査委員会では、
この 23 筆のみを非農地判断したのか、それとも、他に非農地判断した筆が何筆か
あり、今回の 23 筆はその内の一部ということでしょうか。

事務局農地係長	<p>昨年の12月の調査委員会で、317筆を非農地判断し、その内農振農用地である23筆について農振農用地からの除外手続きを行うものです。</p>
高橋勝彦委員 (17番)	<p>今回はあくまで農振農用地からの除外ということですね。</p>
事務局農地係長	<p>はい。今回はこの23筆について、除外をするということになります。</p>
議 長	<p>他に何かございますか</p>
	<p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がなければ採決します。 第4号議案について、「妥当であり意見はなしとする」ことに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第4号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、「妥当であり意見はなしとする」ことに決定いたします。 (午後1時47分)</p>
議 長	<p>次に、第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを上程いたします。 第5号議案については、私(佐々木均会長)に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。 最初に事務局から内容を説明願います。</p>
事務局農地係長	<p>議案書の25ページから29ページをご覧ください。 第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき宮城県農地中間管理機構から意見を求められているものです。従来の中間管理事業の配分計画になるもので、今回は耕作者を変更し、再配分をするものです。令和6年4月26日宮城県公告予定分です。総数で177筆、315,620.40㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など要件(ア農用地の全てを効率的に利用すると認められる。イ必要な農作業に常時従事すると認められる。)を満たしているものです。</p>
議 長	<p>44件のうち議事参与の制限に係る案件から審議します。最初に番号21番を審議することにします。私の関連案件ですので、議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交替して進めます。</p>

	<p>それでは、私は退席します。</p> <p>(佐々木均会長退席) (議長交替する)</p>
議長 (嶺岸若夫 会長職務代理者)	<p>議長が退席したので、私が議長となって進めます。 番号 21 番について、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議長 (嶺岸若夫 会長職務代理者)	<p>意見がなければ採決します。 番号 21 番について、「意見はなしとする」ことに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 (嶺岸若夫 会長職務代理者)	<p>全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案農用地利用集積等促進計画 (案) の、 番号 21 番については「意見はなしとする」ことといたします。佐々木均会長関連 が終了したので、佐々木均会長は入室してください。</p> <p>(佐々木均会長入室)</p>
議長 (嶺岸若夫 会長職務代理者)	<p>佐々木均会長関連の案件が終了しましたので、議長を交替します。</p> <p>(議長交替する)</p>
議長 (佐々木均会長)	<p>それでは、引き続き審議を再開します。 次に、議事参与の制限以外の残り 43 件について審議することにします。ご異議、 ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議長	<p>意見がなければ採決します。 番号 21 番以外の 43 件について、「意見はなしとする」ことに賛成の方は挙手 をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手と認めます。第 5 号議案農用地利用集積等促進計画 (案)、番号 21 番 以外の 43 件については「意見はなしとする」ことといたします。</p> <p>(午後 1 時 5 1 分)</p>
議長	<p>続きまして、協議に入ります。</p>

事務局振興係	(1)「令和6年度業務計画(案)について」を、事務局から説明願います。
議 長	— 説明 —(1)「令和6年度業務計画(案)について」 ご異議・ご意見等はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、(1)「令和6年度業務計画(案)について」は、3月11日(月)までに、事務局まで意見を提出することとし、承認とします。 次に、(2)「令和6年度総会等関連行事予定表(案)について」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— 説明 —(2)「令和6年度総会等関連行事予定表(案)について」
議 長	ご異議・ご意見等はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	異議がなければ、(2)「令和6年度総会等関連行事予定表(案)について」は、承認といたします。 (午後2時00分)
議 長	続きますして、報告事項に入ります。はじめに農地関係から報告します。 (1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(6)売渡あっせん希望農地一覧表についてまでを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括してお受けします。
事務局農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり7件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり15件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、4ページから5ページに記載のとおり7件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、6ページから7ページに記載のとおり16件ありました。(5)送電用電気工作物等の敷地に供する農地転用の届出については、8ページに記載のとおり2件ありました。(6)売渡あっせん希望農地一覧表について

は、あっせんの新規申出が1件ありましたので、一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願ひ申し上げます。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(7)「令和5年度農地利用意向調査の結果について」を、事務局から報告願ひます。

事務局農地係長

— 報告 — (7)令和5年度農地利用意向調査の結果について

議 長

報告事項(7)について、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(8)「農地利用最適化推進委員と農業委員の推薦・応募状況について」を、事務局から報告願ひます。

事務局事務課長

— 報告 —
(8)「農地利用最適化推進委員と農業委員の推薦・応募状況について」

議 長

報告事項(8)について、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(9)「令和5年度認定農業者との意見交換会開催報告」を、加藤企画検討チーム長から報告願ひます。

加藤企画検討
チーム長

— 報告 — (9)「令和5年度認定農業者との意見交換会開催報告」

議 長

報告事項(9)について、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(10)「第5回企画検討チーム会議報告」を、加藤企画検討チーム長から報告願ひます。

加藤企画検討 チーム長 議 長	<p>— 報告 —(10)「第5回企画検討チーム会議報告」</p> <p>報告事項(10)について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。</p> <p>(午後2時09分)</p>
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。</p> <p>(1)会長等報告は、私(佐々木均会長)と嶺岸若夫会長職務代理者からいたします。<u>資料7</u>をご覧ください。</p>
会 長 会長職務代理者	<p>— その他 — (1)「会長等報告」</p>
議 長	<p>ご質問等がございますか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に(2)「令和5年度「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」に対する回答について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局振興係 山下	<p>— その他 —</p> <p>(2)「令和5年度「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」に対する回答について」</p>
議 長	<p>ご質問等がございますか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に(3)「農業委員等と市議会議員有志による意見交換会の報告について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局長	<p>— その他 —</p> <p>(3)「農業委員等と市議会議員有志による意見交換会の報告について」</p>
議 長	<p>ご質問等がございますか。</p> <p>(質問等なし)</p>

議 長	質問等がないようですので、次に(4)「地域振興委員会の見直しについて」を、事務局から説明願います。
事務局事務課長	— その他 — (4)「地域振興委員会の見直しについて」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(5)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
①～② 事務局振興係	— その他 —(5)「事務局からの連絡事項」 ①3月～4月の予定表 ②他市町村農業委員会だより(新潟市、横浜市、盛岡市)
議 長	ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。
司会：事務課長	会長、ありがとうございました。それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者から願います。
嶺岸会長職務代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第70回総会を閉会します。 閉 会
	(午後2時30分)